

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年1月13日認可した。

平成21年1月23日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市逆瀬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）小原池幹線地区
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）小立地区
"	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）野田池地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）石田地区
"	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）豆葉池地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大谷地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大畠2号地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）皿井地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）蛭池地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中出6号地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）広庄地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上の木地区